

規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ参考資料一覧

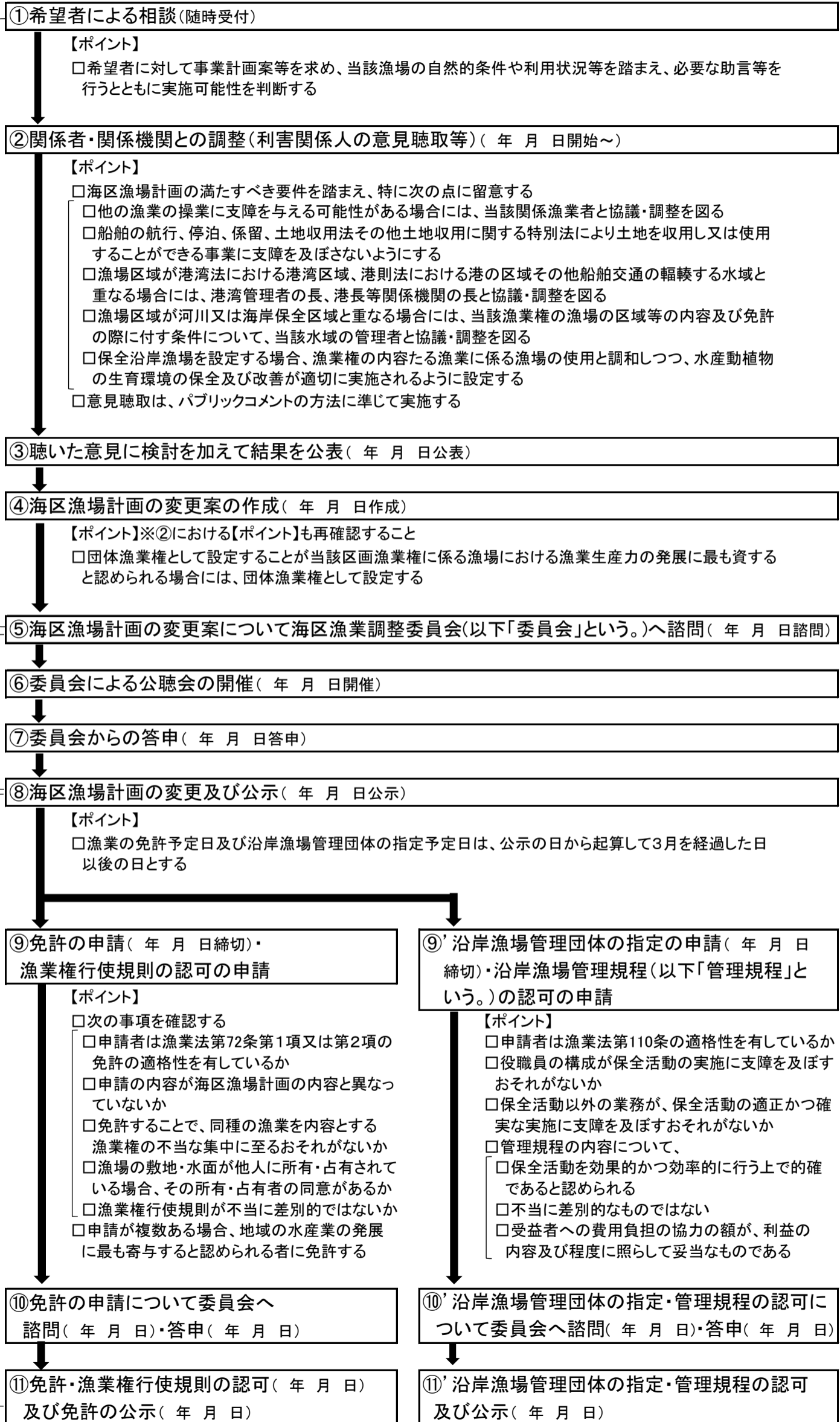
参考 1	新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール	1
参考 2	資源管理基本方針	9
参考 3	TAC魚種拡大に向けたスケジュール	27
参考 4	クロマグロの配分について	28
参考 5	「漁場マップ」について	38
参考 6	漁協の経営改善に向けた KPI	41

新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール(案)

手続期間の目安
約3月～

手続期間の目安
約2月

手続期間の目安
約3月



関係条文等

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の要件等）

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手續)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

2～6 (略)

(免許についての適格性)

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関

係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3～8 （略）

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

- 2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。
 - 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

○海面利用制度等に関するガイドライン（令和2年6月30日制定）（抄）

第2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するとされている（法第6条）。この規定は、国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図ることで、漁業生産力の発展に向けて積極的に対応することを求めている。

このため、国及び都道府県は、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話し合いの場を設定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。

第3 海区漁場計画

1 基本的な考え方

都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画（内水面については、内水面漁場計画）を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。

この海区漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合わせた全体計画として作成するものである。その際、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要である。

現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する必要がある。

また、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合（いわゆる「新規漁場」）は、漁場条件の調査を行うとともに、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で海区漁場計画を作成し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力することが必要である。

なお、海区漁場計画の作成に当たっては、改正前の法の考え方と同様に、免許予定日までに手続が間に合うよう留意されたい。

2 海区漁場計画の作成

海区漁場計画は、海面の総合的な利用を推進する観点から、漁場を利用しようとする者などの関係者の意見を聴き、透明性の高いプロセスの下で定める必要がある。

(1)それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること（法第63条第1項第1号）。

「漁業調整」とは、特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいい（法第36条第2項）、漁業権の設定に当たっては、他の漁業・漁業者の操業に支障を与えることにならないようにしなければならない。

また、ここでいう「公益」については、改正前の法の運用の考え方を引き継ぐものとし、漁場計画の樹立について（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官通知）第一の二の（2）のとおり、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他土地収用に関する特別法により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供する場合は、ここでいう「公益」に該当するが、地域開発計画による単なる工場誘致のための埋立てであって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合は、ここでいう「公益」には該当しない。

なお、他の法令により漁業の操業が禁止されている水面で操業しようとするもの、免許しても漁海況条件等からみて操業されそうにないもの等については、漁業権として海区漁場計画に含めるべきではない。

(2)海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項（漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期）が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること（法第63条第1項第2号）。

ア 「適切かつ有効」に活用

「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しているため、漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っていく必

要がある。なお、「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではない。これらに加え、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

「適切」の判断基準としては、漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要である。具体的には、漁業関係法令を遵守していること、漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切であること、漁場紛争が起きていないこと又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいること、資源管理を適切に実施していること、漁場改善計画に基づく取組が行われていること等を満たしていることが求められる。

「有効」の判断基準としては、漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要である。具体的には、操業や養殖が可能な期間を相当程度利用していること、養殖密度等が周囲の漁場と同程度であること、あるいは飼育状態を合理的に説明できること等を満たしていることが求められる。

漁場の一部を利用していない場合であっても、それが資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合のほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている場合、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない場合、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合等、合理的な理由に基づく場合は、上記の「適切」の判断基準を満たしていれば、「適切かつ有効」に活用されているといえる。

漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙1）を添付するので、これにより運用されたい。

なお、チェックシートに基づくチェックに当たっては、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況を考慮することが適当である。

本ガイドラインに基づく制度運用が適正に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。一方、漁業関係以外を含め法令違反行為の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合（その時点では「適切かつ有効」に活用されていても、改善前の状況に戻ることが見込まれる場合を含む）、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

イ 「おおむね等しい」

「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定している。

「おおむね等しい」と認められるか否かについては、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業権者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することが適当と考えられる。

したがって、漁場の環境変化等を踏まえて、漁業権の対象となる漁場の位置や規模を調整する場合や、対象となる水産動植物を変更するが従来と同様の漁具を使用する場合等は、「おおむね等しい」と認めて差し支えない。

(3) 漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果（利害関係人からの意見聴取）に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること（法第63条第1項第4号）。

区画漁業権を新たに設定する場合や従来の漁業権者が利用しなくなった場合については、漁業協同組合が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用すること

が漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合がある。このような場合には、都道府県知事は、海区漁場計画の作成段階において、団体漁業権として設定することとなる。

「漁業生産力の発展に最も資する」か否かについては、短期的な生産量や生産額のみで判断することは適当ではない。長期的な漁業の継続性や地域の漁業への波及効果も含めて総合的に判断することが適当と考えられる。

団体漁業権として区画漁業権を設定することが、「漁業生産力の発展に最も資する」と認められる場合としては、例えば、①多数の組合員に個別に免許することにより漁場の細分化や漁場利用の固定化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼす場合、②複数の区画漁業権が重複して設定される際に利用者間を調整し、水面の立体的利用を可能とする場合、③多数の漁業者が共同して販売する場合、養殖業に参画しようとする新規就業者に技術の普及を図ろうとする場合その他経営問題に精通した中立的な有識者が関与した具体的な実行計画により地域経済の発展に資することが明らかである場合等が想定される。

なお、認められない場合としては、個別漁業権の取得を希望する者を妨害する目的で申請を行う場合等が想定される。

3 海区漁場計画の作成の手続

都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない（法第64条第1項）。

これは、都道府県知事が水面の総合的な利用を促進するためには、関係する漁業者の意見を聴取することはもちろんのこと、これに加え、海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要であるからである。「利害関係人」については、地域の実情に応じ、漁業を営む又は営もうとする都道府県外の漁業者等も含まれるが、利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要がある（漁業法施行規則（以下「施行規則」という。）第22条第2項）。

このような趣旨を踏まえ、都道府県知事は、その手続の透明性・公平性を確保することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要がある。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要がある。意見の聴取に当たっては、意見の提出方法、提出期限、提出先等、意見の提出に必要な事項を広く周知するため、あらかじめ、インターネット等により公表することが必要である（施行規則第22条第1項）。また、聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならないとされており（法第64条第2項）、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表することが適当である。

なお、海区漁場計画の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、当該漁業権が団体漁業権として設定されていることとされている（法第63条第1項第3号）。当該海区漁場計画の作成の際、漁業協同組合等が当該団体漁業権に関して、総会又は総会の部会の特別決議等を行って意見を集約した場合には、その意見を当該漁業協同組合等の意見として取り扱われたい。

また、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととされており（法第64条第4項）、その際、新たに漁業権の設定が行われるときは、その妥当性を明らかにする必要がある。

4 海区漁場計画の変更

都道府県知事が、海面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、漁場利用の変化、社会経済的状況や海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことは重要である。検討や見直しの結果、定置漁業権から区画漁業権への転換等の利用方法の変更、漁業の種類追加、漁業時期の延長等を行うに当たっては、現状の漁業権

の設定状況、漁場の活用状況や安定的な漁場利用の観点を踏まえ、関係者と紛争が生じないように調整を図り、紛争が生じた場合には紛争の解決を図りながら、海区漁場計画を変更することとなる。

第4 漁業権

1 漁業の免許

法第73条第2項第1号の場合は、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙2）を添付するので、これにより運用されたい。

法第73条第2項第1号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第73条第2項第2号）。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

なお、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有していることから、漁場を活用しなくなった場合においても、その後の持続的な生産活動に支障を及ぼさないようにすべきであり、免許の際、関係者に対し、撤退時等の対応も含めて都道府県知事が責任を持って必要な助言・指導を行うことが適当である。

資源管理基本方針

○資源管理基本方針

(令和二年十月十五日)

(農林水産省告示第千九百八十二号)

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定の例により、資源管理基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定の例により公表する。

農林水産大臣 野上浩太郎

改正 令和 二年 十二月 一日 農林水産省告示第二三三三三号

令和 二年 十二月 二八日 農林水産省告示第二五二八号

令和 三年 二月 二二日 農林水産省告示第一二八二号

資源管理基本方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

漁業生産量の減少については、様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、その減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づ

き、持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要がある。

このため、この資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進する。

この新たな資源管理の推進により、令和12年（2030年）度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を444万トンまで回復させることを目標とする。

2 資源管理に関する基本的な考え方

資源管理は、水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本とする。

その際、水産資源は、同一の水産動植物の種類であっても、産卵場、分布域、回遊経路等が異なることから、当該水産動植物の特性及び当該水産動植物を利用する漁業の実態等を踏まえる必要がある。

また、資源管理をより効果的なものとするため、水産資源の再生産が阻害されることを防止するため

に必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限又は漁具の種類、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとする。

(1) 資源調査及び資源評価

資源管理を適切に行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに、資源量の水準及びその動向を的確に推定することが不可欠である。すなわち、適切な根拠に基づいて漁獲可能量による管理を行うためには、十分な情報に基づく資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた資源評価を実施した上で、資源管理の目標となる資源水準の値を明らかにし、資源管理の目標を定めることが必要である。

このため、資源調査及び資源評価の結果は、資源管理の基礎となるものであり、その科学的妥当性及び透明性を確保することが極めて重要である。

そこで、資源調査及び資源評価に当たっては、その独立性を確保する体制を整備するとともに、その科学的客観性、妥当性及び再現性を確認できるよう、外部有識者による検証を実施することとする。また、資源管理の方向性に関する理解を醸成するため、その基礎となる資源調査及び資源評価に関す

る情報を、漁業者をはじめとする国民全般に対して、理解しやすい形で積極的に公表することとする。

農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水研機構」という。）に資源調査又は資源評価に関する業務を行わせる場合も同様であり、水研機構は、当該資源管理の方向性に基づき業務を行わなければならない。また、水研機構は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。

(2) 資源管理の目標

資源評価が行われた水産資源については、資源管理の目標として、法第12条第1項第1号の目標管理基準値及び同項第2号の限界管理基準値又は同条第2項の資源水準を維持し、若しくは回復させるべき目標となる資源水準の値を定める。

資源管理の目標は、漁獲可能量を定めることにより実現を目指す資源水準の値を対外的に明らかにするものであり、透明性及び客観的な根拠をもって資源管理を行うために特に重要である。

このため、目標となる資源水準の値は、十分な情報に基づく客観的な根拠を有するものでなければならず、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づいて定め

ることとする。

(3) 資源管理の手法

水産資源は、餌不足、被捕食、生態系の変化等の漁獲以外の原因による死亡（以下「自然死亡」という。）及び漁業者その他の人による漁獲によって減少する。自然死亡は、人為的には管理できないことから、設定された資源管理の目標の達成のためには、漁獲量の管理が重要となる。

近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあることから、資源管理の目標を達成するための手法は、漁獲量そのものの制限である漁獲可能量による管理を基本原則とする。これにより、令和5年（2023年）度までに、我が国の海面漁業生産量（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類及び海産ほ乳類を除く。）の80パーセントが漁獲可能量により管理される状態を目指すこととする。

(4) 漁獲可能量による管理

農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び

農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。

農林水産大臣は、当該特定水産資源の漁獲可能量を定め、当該漁獲可能量を都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、それぞれの大臣管理区分において当該大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

また、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して、当該都道府県知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

これらの大臣管理区分及び知事管理区分においては、次のいずれかの方法により、漁獲量の管理を行うこととする。

ア 漁獲割当てによる管理

漁獲量の合計が管理区分ごとの数量の上限に達した時点で行政庁が採捕を停止させる方式では、先獲り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがある。

このため、資源管理の実効性を確保し、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資する漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。漁獲割当ては、それぞれの管理区分において、特定水産資源を採捕する者に対して、船舶等ごとに、管理区分ごとの数量の範囲内で特定水産資源を採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うものである。

イ 漁獲割当て以外による管理

漁獲量を迅速に把握するシステムが構築されていないなど、漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分においては、当該管理区分において特定水産資源を採捕する者による漁獲量の総量の管

理を行う。

また、水産資源の特性及びその採捕の実態により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められる場合には、当該水産資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量を漁獲努力量に換算した上で、漁獲努力量の総量の管理を行う。

第2 資源管理の目標

1 資源水準の値の定め方等

(1) 目標管理基準値

法第12条第1項第1号の目標管理基準値は、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値である。

(2) 限界管理基準値

法第12条第1項第2号の限界管理基準値は、これを下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値であり、次に掲げる算定方法に従って算定するものとする。

① 原則として、最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な資源水準の値とする。

② ただし、水産資源ごとに再生産関係（成熟した個体の数と当該個体から産まれた個体のうち漁獲開始年齢に達した個体の数の間の量的関係をいう。）が判明していないなど水産資源の特性又は資源評価の精度に照らして特別な事情が認められる場合には、資源水準の値を別に定めることとする。

(3) 推定した資源水準を維持し、又は回復させるべき目標となる値

水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

(4) 国際資源についての資源管理の目標の定め方

(1)から(3)までの規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標を考慮して、資源管理の目標を定めるものとする。

(5) 都道府県知事による資源管理の目標の設定

都道府県知事は、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源について、都道府県資源管理方針において資源管理の目標を定め、資源管理措置を講じることができるものとする。

2 漁獲シナリオ

(1) 漁獲シナリオの定め方

漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあつては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次の②及び③の確率の算定を行うことが困難である場合には、当該②及び③の確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。

① 「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次の②に定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であつて、最初の管理年度から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

② 「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

③ 「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

(2) 国際資源についての漁獲シナリオの定め方

(1)の規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている保存管理措置を考慮して、漁獲シナリオを定めるものとする。

3 限界管理基準値を下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値まで回復させるための計画の内容

農林水産大臣は、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。

）を定めるものとする。

資源再建計画に記載すべき事項その他の策定方法については、別紙1に定めるとおりとする。

第3 特定水産資源及びその管理年度

1 特定水産資源

- (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国際資源のうち我が国を対象とした数量管理が導入されているものについては、国際約束の遵守を担保するため、原則として特定水産資源に指定することとする。

2 管理年度

管理年度は、漁獲可能量による管理を行う水産資源の保存及び管理の年度であり、原則として1年の期間で定める。管理年度の始期及び終期については、特定水産資源ごとに漁場形成の時期、産卵期等が異なることから、特定水産資源の特性及びその採捕の実態に応じて定めることとする。

第4 特定水産資源ごとの大臣管理区分

大臣管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、農林水産大臣が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁獲可能期間

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、配分数量を明示して管理を行う必要がある特定水産資源については、当該配分数量を明示する。

4 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体及び都道府県知事による要望並びに大臣管理区分ごとの大臣管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、農林水産大臣は大臣管理区分間、各都道府県間及び大臣管理区分と都道府県との間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

する。

第6 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年（2023年）度までに、漁獲割当てによる管理を開始する。

それ以外の大臣管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し、当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改善を図るものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。

こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとし、これらの作業は、令和5年（2023年）度までの完了を目指すこととする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理の方針に関する検討の進め方

(1) 透明性をもって資源管理を行うため、農林水産大臣は、資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。ただし、国際資源については、国際的な枠組みの決定を考慮して、資源管理の目標及び漁獲シナリオを定めることから、国際的な枠組みでの検討に当たり、必要に応じて漁業者や加工流通業者等の意見を聴くものとする。

- (2) 資源管理の方針の検討に当たり、事前に新たな資源管理手法に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。
- (3) その上で、農林水産大臣は、資源管理基本方針を定め、又は変更しようとするときは、法第11条第3項又は同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、水産政策審議会の意見を聴くものとする。
- (4) なお、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

2 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量、操業日数等の漁獲状況に関する情報は、資源調査に利用されるとともに環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、漁獲量等の情報をチェックすることで資源管理措置の遵守状況のモニタリングなどが可能となる。
- (2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量の管理として行うもののほか、大臣許可漁業又は知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第52

条第1項（法第58条において準用する場合を含む。）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。資源管理を適切に行うためには、同一の水産資源を利用する様々な漁業の種類全体を対象とした、網羅的かつ効果的な措置の導入が必要であり、国及び関係する都道府県が協力して行うことが不可欠であることから、都道府県は、資源管理を適切に行う責務を有する（法第6条）とともに、都道府県知事は、農林水産大臣の求めに応じて資源調査に協力するものとされている（法第10条第3項）。このため、都道府県知事はこれらの報告により収集した情報を農林水産大臣に提供し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理の実効性を高めていくことが重要である。

- (3) また、農林水産大臣は、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的にこれらの報告を受けられるよう、また、漁獲量等の報告をする者の負担が軽減されるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、我が国全体として適切な資源管理が実行されるように努めるものとする。

3 都道府県資源管理方針における追加的記載事項

- (1) 資源管理の取組をより効果的なものとするため、水産資源の分布状況、漁業の実態等に応じて、都道府県知事が、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源の資源管理措置の内容を追加することができるものとする。
- (2) また、多種多様な水産資源について、資源管理の取組が行われるようにするため、都道府県知事は、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源を管理の対象として独自の措置を講じることが望ましい。

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第9 資源管理基本方針の変更

農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についてお

おむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第10 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）」までに、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は水産資源ごとに「別紙3-1 めばち（中西部太平洋条約海域）」に、それぞれ定めるものとする。

第11 その他

この資源管理基本方針に定めるもののほか、この資源管理基本方針の運用に関して必要な事項については、大臣管理区分にあつては水産庁長官において定めることとし、知事管理区分にあつては別に定めることとする。

【別紙の例】

(別紙 2 - 7 まいわし対馬暖流系群)

第1 特定水産資源の名称

まいわし対馬暖流系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,093千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 465千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までは、**最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値**とする。
- (2) 令和6年(2024年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。
 - ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、**最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.75を乗じた値**とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量(66千トン。③において同じ。)の値を減じた値を、限界管理基準値から最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量の値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
 - ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域

、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 配分の対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫

県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県とする。

(2) 平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から7月末日までに配分する数量の上限は、国の留保分の8割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の中で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではない。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量の

うちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値

② 基準日の属する月 基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
- ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値
- イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまいわし対馬暖流系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまいわし対馬暖流系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の

追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のまいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数198隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。
 - ①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）
 - ②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ）

第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（Dグループ、Eグループ）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		漁獲量※		
		改正漁業法施行								(現行TAC魚種) 累計 60.5%		
カタク チイ ウシ	太平洋系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合			比率(累計) 6.1 (66.6)%		
	対馬暖流系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合					
	瀬戸内海系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	ブリ				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合		4.6 (71.2)%		
イウ ルシ メ	対馬暖流系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合			3.2 (74.4)%		
	太平洋系群			公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	SH 会合				
マダ ラ	本州太平洋北部系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合			2.0 (76.4)%		
	本州日本海北部系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合					
	北海道太平洋							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	北海道日本海							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
カレ イ類	ソウハチ 日本海南西部系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合			1.8 (78.2)%		
	ムシガレイ 日本海南西部系群	神戸チャート 公表	説明 会等	公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合					
	ヤナギムシガレイ 太平洋北部			公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合					
	サメガレイ 太平洋北部			公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	SH 会合				
	アカガレイ 日本海系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	ソウハチ 北海道北部系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	マガレイ 北海道北部系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
ホッケ 道北系群	公表 済			検討 部会	SH 会合	SH 会合				1.0 (79.2)%		
	ムロアジ類東シナ海							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.9 (80.1)%
サワ ラ	瀬戸内海系群							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.7 (80.8)%
	東シナ海系群							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
	イカナゴ 瀬戸内海東部							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.7 (81.5)%
マダ イ	瀬戸内海中・ 西部系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合		0.7 (82.2)%		
	日本海西部・ 東シナ海系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合				
	瀬戸内海東部 系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	ベニスワイガニ 日本海系群							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.6 (82.8)%
ヒラ メ	瀬戸内海系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合		0.3 (83.1)%		
	太平洋北部 系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	日本海北・ 中部系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
	日本海西部・ 東シナ海系群							公表	検討 部会		SH 会合	SH 会合
フグ 類	トラフグ日本海・東シ ナ海・瀬戸内海系群							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.2 (83.3)%
	トラフグ 伊勢・三河湾系群							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
	キンメダイ 太平洋系群							公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.1 (83.4)%
	ニギス 日本海系群			公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	SH 会合		0.1 (83.5)%		

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施
（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合があります。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）

- 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。）

クロマグロの配分について

令和3管理年度（第7管理期間）における
漁獲可能量の追加配分の検討について
（くろまぐろ）

令和3年3月
水産庁

令和3管理年度（第7管理期間）の管理

- 管理の期間
大臣管理区分 令和3年1月から同年12月まで
都道府県 令和3年4月から令和4年3月まで
- 漁業法、資源管理基本方針等に基づき管理。

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
月	4 12 1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12
大臣 管理				
都道 府県				

令和2管理年度（第6管理期間）

令和3管理年度（第7管理期間）

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- 第5回(2018年11月1日)
「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表
- 第6回(2019年10月3日)
2019年9月のWCPFC北小委員会の決定(繰越枠の引き上げ、大型魚300tの移譲)を受けた次期の対応方法の検討
 - ＜検討を行った項目＞
 - *繰越率の変更
 - *移譲された大型魚漁獲上限の取扱い
 - *「配分の考え方」の修正
- 第7回(2019年10月24日)
第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案
 - ＜追加された考え方＞
 - *繰越しに関するルール
 - *繰越しのうち国が留保した分の取扱い
 - *繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

「第5管理期間以降の配分の考え方」のポイント

○ 平成30(2018)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり

- 第5管理期間以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))**を基本として、**近年の漁獲実績(平均漁獲実績)**を勘案して配分するもの(第4管理期間と同様)とし、配慮すべき事項は留保から配分。
- 実績以外に配慮すべき事項としては、
 - ① **混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮**し、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮。
 - ② **資源評価に用いるデータの収集を考慮**し、「一部地域のひき縄漁業」及び「近海かつお・まぐろ漁業(はえ縄)」に対して配慮。
- その他管理について、各都道府県等の漁獲枠の遵守を基本としつつ、**漁獲枠の融通の仕組み**を策定。

令和3管理年度（第7管理期間）の配分方針

小型魚（前年と同様）

- 大臣管理漁業及び都道府県とも、令和3管理年度（第7管理期間）当初は第6管理期間当初と同様の数量で配分する。
- 来年3月に沿岸漁業の漁期（第6管理期間）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分**する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

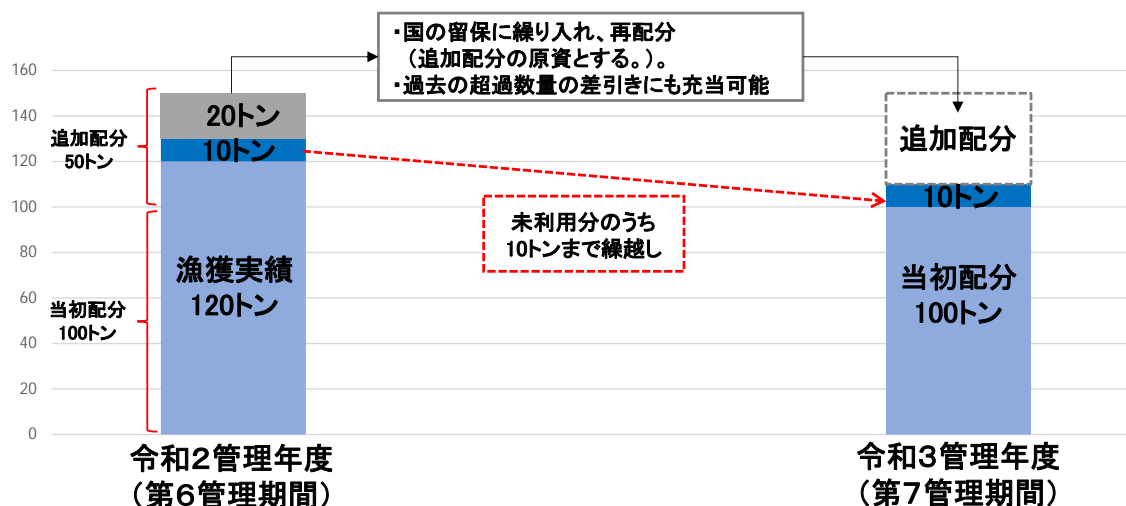
- 大臣管理漁業及び都道府県とも、令和3管理年度（第7管理期間）当初は令和2管理年度（第6管理期間）当初と同様の数量で配分する。
- 来年3月に沿岸漁業の漁期（第6管理期間）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分**する。（前年と同様）
- 沿岸漁業は、各都道府県に対し、基準年である直近3か年（2015年～17年度）に、**直近年（2019年度）までの実績を加えた5年間の最大実績まで配分**する。
- 混獲管理分として、近年実績がない瀬戸内海等の府県を除く**50トン未満の配分量の都道府県（既に配分されている都県を除く）**に対し、**一律5トン**を上乗せ配分する。（前年と同様）
- かつお・まぐろ漁業はデータ収集のため200トンを上乗せ配分する。（前年と同様）

注) 令和2年12月時点の当初配分方針

繰越しの基本的な考え方

- 2020(令和2)年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、我が国の漁獲上限のうち未利用分について、令和2管理年度(第6管理期間)と同様に漁獲上限の17%を上限に繰越可能となった。
- 国内ルールでは、大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分の原資とする。)
- なお、繰越上限(10%)を超える数量は国の留保とするが、過去の超過数量の差引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和2管理年度（第6管理期間）の配分量が150トン（当初配分100トン＋追加配分50トン）のA県で、令和2管理年度（第6管理期間）の漁獲実績が120トン、未利用分が30トンの場合。



令和2管理年度（第6管理期間）における繰越見込み

小型魚

	漁獲可能量	漁獲実績 ^{※3}	未利用分	繰越上限	繰越見込み
大臣管理漁業	1,402.3	852.4	549.9	160.6	160.6
大中型まき網漁業	1,306.9	782.9	524.0	150.0	150.0
かつお・まぐろ漁業 ^{※1}	47.0	29.1	17.9	6.2	6.2
かじき等流し網漁業等 ^{※2}	48.4	40.4	8.0	4.4	4.4
都道府県	2,815.8	2,185.9	629.9	177.6	177.6
留保	20.0	-	20.0	-	342.9
国全体	4,238.1	3,038.3	1,199.8	681.1	681.1

大型魚

	漁獲可能量	漁獲実績 ^{※3}	未利用分	繰越上限	繰越見込み
大臣管理漁業	3,847.8	3,750.8	97.0	319.2	96.6
大中型まき網漁業	3,252.1	3,165.1	87.0	306.3	87.0
かつお・まぐろ漁業 ^{※1}	585.4	576.7	8.7	12.0	8.7
かじき等流し網漁業等 ^{※2}	10.3	9.0	1.3	0.9	0.9
都道府県	2,041.3	1,608.2	433.1	155.4	155.4
留保	270.4	-	270.4	-	548.5
国全体	6,159.5	5,359.0	800.5	829.9	800.5

※1 令和2年12月1日の改正漁業法施行前は近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業

※2 かじき等流し網漁業等：東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

※3 漁獲実績は令和3年1月時点までが実数値。令和3年2月及び3月の漁獲量は昨年実績を基に推計。

令和2管理年度から令和3管理年度への繰越見込み及び追加配分の概要

小型魚

	令和3管理年度 (第7管理期間) 当初漁獲可能量	R2管理年度 (第6管理期間) からの繰越 量(全体)	管理区分ごとの 繰越 (上限10%)		国の留保への 戻し入れ ^{※3}	国の留保枠 +繰越 量	追加配分及び留保枠					追加配分後
							(ア) 都道府県 への一律	(イ) 譲渡 メリット	(ウ) 消化率メ リット	(エ) 当初ベース 比率配分	端数	
大中型まき網漁業	1,500.0			150.0								1,650.0
かつお・まぐろ漁業 ^{※1}	62.0			6.2								68.2
かじき等流し網漁業等 ^{※2}	44.0		338.2	4.4								48.4
都道府県	1,797.2			177.6	-11.3	458.0	99.0	21.0	49.5	286.6	-1.9	2,419.6
留保	353.8				11.3	708.0	250.0				1.9	251.9
繰越 量		681.1		342.9								
合計	3,757.0	4,438.1										4,438.1

大型魚

	令和3管理年度 (第7管理期間) 当初漁獲可能量	R2管理年度 (第6管理期間) からの繰越 量(全体)	管理区分ごとの 繰越 (上限10%)		国の留保への 繰り入れ	国の留保枠 +繰越 量	追加配分及び留保枠					追加配分後
							(ア) 都道府県 への一律	(イ) 譲渡 メリット	(ウ) 消化率メ リット	最大実績 配分	端数	
大中型まき網漁業	3,063.2			87.0			50.0					3,200.2
かつお・まぐろ漁業 ^{※1}	362.6			8.7			200.0					571.3
かじき等流し網漁業等 ^{※2}	9.4		252.0	0.9								10.3
都道府県	1,571.0			155.4			374.3	60.0	49.6	264.4	-0.3	2,100.4
留保	125.8					674.3	50.0				0.3	50.3
繰越 量		800.5		548.5								
合計	5,132.0	5,932.5										5,932.5

※1 令和2年12月1日の改正漁業法施行前は近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業

※2 かじき等流し網漁業等：東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

※3 北海道に一時的に配分していた混獲管理用の11.3トン留保に戻し入れ

国の留保からの追加配分について

- 大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは未利用分を繰越可能とし、これを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分原資とする。)
- 令和3管理年度(第7管理期間)の繰越し後の国の留保は、令和3年2月及び3月の漁獲が前年並みと仮定した場合、小型魚が708.0トン、大型魚が674.3トンとなる見込み。
- 都道府県及び大臣管理区分の配分量を増やし、それぞれの管理を推進するため、国の留保に必要な数量を残した上で追加配分を行う。

小型魚

(追加配分方針)

- ・ **沿岸漁業に優先的に配分する。**
- ※ ただし、超過リスク対策として最低限250トンを超えないよう国の留保に残す。

(追加配分予定数量)

708.0 - 250.0 = 458.0トン

大型魚

(追加配分方針)

- ・ **沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分する。**
- ※ ただし、超過リスク対策として最低限50トンを超えないよう国の留保に残す。

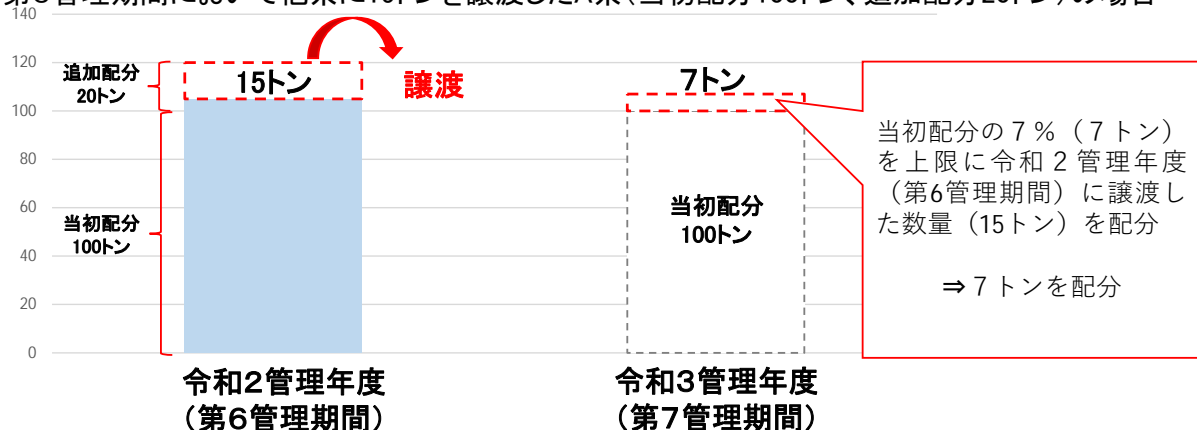
(追加配分予定数量)

674.3 - 50.0 = 624.3トン

譲渡した都道府県への追加配分について (小型魚・大型魚共通)

- 漁獲可能量の有効活用を目的に令和元管理年度(第5管理期間)より融通制度を開始。
- 融通において、配分量の譲渡を受ける側のメリットは大きいですが、一方で譲渡する側は手続や関係者の調整などの負担があるのみでメリットがほとんどない。
- 配分量の譲渡を促進するため、令和2管理年度(第6管理期間)より、前年漁期に譲渡した都道府県に対して追加配分(譲渡メリット)を実施。
- 令和3管理年度(第7管理期間)の譲渡メリットについては、令和2管理年度(第6管理期間)(大型魚)と同程度の措置とし、当初配分ベース(過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量)の7%を上限に、令和2管理年度(第6管理期間)に譲渡した数量を配分。

(例) 第6管理期間において他県に15トン(当初配分100トン、追加配分20トン)を譲渡したA県の場合



消化率が高い都道府県への追加配分について（小型魚・大型魚共通）

- 融通により、漁獲可能量の有効活用が進んだ半面、必要以上に漁獲可能量を増やし、結果として未利用分を多く発生させてしまう都道府県が増えることが懸念。
- 譲渡の促進及び自県の漁獲可能量の適切な管理のため、令和3管理年度（第7管理期間）より、前年漁期の消化率が8割以上の都道府県に対して追加配分（消化率メリット）を実施。

○配分方法

小型魚、大型魚それぞれ50トンを上限に消化率8割以上の都道府県で均等配分。

○追加配分の見込み（令和3年2月末時点の実績を基礎とした場合）

小型魚：9道県に均等配分

（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、徳島県及び高知県）

50.0トン÷9都道府県＝1県当たり**5.5トン**を配分

大型魚：4道県に均等配分

（北海道、青森県、秋田県及び沖縄県）

50.0トン÷4都道府県＝1県当たり**12.4トン**を配分

令和3管理年度（第7管理期間）追加配分方針（小型魚）

- 第6回のくろまぐろ部会において、小型魚の未利用分の繰越しのうち国の留保とする数量の配分については、都道府県への配分を優先することとし、そのうち一部は混獲回避への配慮として都道府県に均等に配分する方向性が示された。
- このため、小型魚の具体的な配分としては、
 - ① 都道府県に一律3トンを配分
（管理上0.1トンを配分している都道府県（6府県）を除く33都道府県）
 - ② 令和2管理年度（第6管理期間）において漁獲可能量の譲渡を行った都道府県に対し、当初配分ベース（過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量）の7%を上限に令和2管理年度（第6管理期間）に譲渡した数量を配分（譲渡メリット）
 - ③ 令和2管理年度（第6管理期間）終了時の消化率が8割以上の都道府県に対し、50トン均等割で配分（消化率メリット）
 - ④ 残りの数量を当初配分（過去の超過数量の差引き等を除く。）の比率で都道府県に配分
を行うこととする。

令和3管理年度（第7管理期間）追加配分方針（大型魚）

- 第6回のくろまぐろ部会において、大型魚の未利用分の繰越しのうち国の留保とする数量の配分について、以下の2点を優先して配分する方向性が示された
 - ◎ 沿岸漁業（都道府県）については、直近年の最大実績まで配分すること
 - ◎ 沖合漁業（大臣管理漁業）については、資源評価に用いる漁業データ収集に配慮し、近海かつお・まぐろ漁業へ配分すること
- このため、大型魚の具体的な配分としては、
 - ①各都道府県について、基準年である直近3か年（2015年～17年度）に、直近年度（2019年度）までの実績を加えた5年間の最大実績に、混獲管理用の配分量等を加算した数量の97%まで配分
 - ②第6管理期間において漁獲可能量の譲渡を行った都道府県に対し、当初配分ベース（過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量）の7%を上限に、第6管理期間に譲渡した数量を配分（譲渡メリット）
 - ③第6管理期間終了時の消化率が8割以上の都道府県に対し、50トン进行均等割で配分（消化率メリット）
 - ④かつお・まぐろ漁業はデータ収集のため200トン进行配分
 - ⑤大中型まき網漁業に50トン进行配分することとする。
- 令和2管理年度（第6管理期間）の未利用分が見込みより少なく、①から⑤の方法による追加配分に必要な数量が不足する場合には、③の配分に充当する数量（50トン）を、10トン进行下限として減少させることにより対応することとする。それでもなお追加配分に必要な数量が不足する場合には、①の配分において最大実績配分に乗じる係数（97%）を引き下げることにより対応することとする。

過去の最大実績を勘案した配分の算定方法について

1. 各都道府県について、基準年である直近3か年（2015年～17年度）だけでなく、**直近年度（2019年度）まで5年間の最大実績**を基礎とする。
2. 1の最大実績に以下の数量を合算する。
 - ①5年間の最大実績が1.0トンに満たない県（実績のない県は除く）については、最大実績を1.0トンとみなす。
 - ②近年実績がない瀬戸内海等の都道府県を除く**50トン未満**の配分量の都道府県については、混獲管理分として、**最大実績に5トンを上乗せする**。
3. 令和3管理年度（第7管理期間）における追加配分については、2で求めた数量の**97%**まで配分する。

（例）2015～2019の最大実績が0.7トンのA県の場合

- ①最大実績を1.0トンまで補正
 $0.7 + 0.3 = 1.0$ トン
- ②最大実績+5.0まで上乗せ配分
 $1.0 + 5.0 = 6.0$ トン



$$6.0 \text{ トン} \times 0.97 = \underline{5.8 \text{ トン}} \text{ まで追加配分}$$

都道府県別追加配分見込み（小型魚）①

● 我が国全体の繰越し数量が681.1トンとなった場合の配分案は以下のとおり。

■ 追加配分案

単位:トン

	当初配分	繰越し (当初配分の 10%)	追加配分				その他	追加配分後		当初配分 ベース a
			一律配分	譲渡メリット (上限:当初配分 ベースの7%)	消化率メリット (50.0トンを均等 配分)	当初配分ベ ース比率配分				
(計算式)	A	B=A*0.1	C	D=a*0.07	E	F=a/b*288.5	G	A+B+C+D+E+F+G		
北海道	11.3	0.0	3.0	6.9	5.5	17.2	-11.3	32.6	北海道	113.0
青森県	256.3	25.6	3.0	12.8	5.5	39.2		342.4	青森県	256.3
岩手県	68.5	6.8	3.0	0.0	5.5	10.4		94.2	岩手県	68.5
宮城県	52.9	5.2	3.0	0.0	5.5	8.0		74.6	宮城県	52.9
秋田県	21.5	2.1	3.0	0.0	5.5	3.2		35.3	秋田県	21.5
山形県	8.8	0.8	3.0	0.0	5.5	1.3		19.4	山形県	8.8
福島県	7.9	0.7	3.0	0.0	0.0	1.2		12.8	福島県	7.9
茨城県	18.9	1.8	3.0	1.3	0.0	2.8		27.8	茨城県	18.9
千葉県	51.5	5.1	3.0	0.0	0.0	7.8		67.4	千葉県	51.5
東京都	9.6	0.9	3.0	0.0	0.0	1.4		14.9	東京都	9.6
神奈川県	32.9	3.2	3.0	0.0	0.0	5.0		44.1	神奈川県	32.9
新潟県	55.5	5.5	3.0	0.0	5.5	8.4		77.9	新潟県	55.5
富山県	86.3	8.6	3.0	0.0	0.0	13.2		111.1	富山県	86.3
石川県	65.8	6.5	3.0	0.0	0.0	10.0		85.3	石川県	65.8
福井県	17.5	1.7	3.0	0.0	0.0	3.3		25.5	福井県	21.9
静岡県	24.2	2.4	3.0	0.0	0.0	3.7		33.3	静岡県	24.2
愛知県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	愛知県	0.1
三重県	27.4	3.4	3.0	0.0	0.0	3.5		37.3	三重県	23.4
京都府	16.5	1.6	3.0	0.0	0.0	3.1		24.2	京都府	20.6
大阪府	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	大阪府	0.1

都道府県別追加配分見込み（小型魚）②

単位:トン

	当初配分	繰越し (当初配分の 10%)	追加配分				その他	追加配分後		当初配分 ベース a
			一律配分	譲渡メリット (上限:当初配分 ベースの7%)	消化率メリット (50.0トンを均等 配分)	当初配分ベ ース比率配分				
(計算式)	A	B=A*0.1	C	D=a*0.07	E	F=a/b*288.5	G	A+B+C+D+E+F+G		
兵庫県	2.3	0.2	3.0	0.0	0.0	0.3		5.8	兵庫県	2.3
和歌山県	23.3	2.3	3.0	0.0	0.0	3.5		32.1	和歌山県	23.0
鳥取県	1.7	0.1	3.0	0.0	0.0	0.2		5.0	鳥取県	1.7
島根県	78.5	7.8	3.0	0.0	0.0	11.1		100.4	島根県	73.0
岡山県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	岡山県	0.1
広島県	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		0.3	広島県	0.1
山口県	85.2	8.5	3.0	0.0	0.0	13.0		109.7	山口県	85.1
徳島県	7.9	0.7	3.0	0.0	5.5	1.1		18.2	徳島県	7.8
香川県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	香川県	0.1
愛媛県	7.3	0.7	3.0	0.0	0.0	1.1		12.1	愛媛県	7.2
高知県	65.6	6.5	3.0	0.0	5.5	9.9		90.5	高知県	64.7
福岡県	7.1	0.7	3.0	0.0	0.0	1.0		11.8	福岡県	7.0
佐賀県	0.9	0.0	3.0	0.0	0.0	0.1		4.0	佐賀県	1.1
長崎県	657.1	65.7	3.0	0.0	0.0	98.7		824.5	長崎県	645.2
熊本県	3.5	0.3	3.0	0.0	0.0	0.2		7.0	熊本県	1.7
大分県	0.7	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0		3.7	大分県	0.6
宮崎県	12.0	1.2	3.0	0.0	0.0	2.2		18.4	宮崎県	14.7
鹿児島県	10.1	0.9	3.0	0.0	0.0	1.5		15.5	鹿児島県	10.1
沖縄県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	沖縄県	0.1
合計	1797.2	177.6	99.0	21.0	49.5	286.6		2,419.6	合計	1885.3
									合計(0.1ト ン県除く (b))	1884.7

都道府県別追加配分見込み（大型魚）①

● 我が国全体の繰越し数量が800.5トンとなった場合の配分案は以下のとおり。

■ 都道府県別の大型魚の配分量

単位:トン

	当初配分	繰越 (当初配分の 10%)	追加配分			追加配分後
			最大実績等の 97%まで配分	譲渡メ리트 (上限:当初配 分ベースの 7%)	消化率メ리트 (50.0トンを均 等配分)	
(計算式)	A	B=A*0.1	C=b*0.97-A	D=a*0.07	E	A+B+C+D+E
北海道	291.3	29.1	14.1	20.3	12.4	367.2
青森県	460.8	46.0	0.0	32.2	12.4	551.4
岩手県	48.3	4.8	22.7	0.0	0.0	75.8
宮城県	20.5	2.0	5.9	0.0	0.0	28.4
秋田県	28.5	2.8	6.2	1.9	12.4	51.8
山形県	9.6	0.9	3.9	0.0	0.0	14.4
福島県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
茨城県	6.0	0.6	0.0	0.4	0.0	7.0
千葉県	22.7	2.2	23.1	0.0	0.0	48.0
東京都	14.5	1.4	19.9	0.0	0.0	35.8
神奈川県	6.1	0.6	0.0	0.0	0.0	6.7
新潟県	88.6	8.8	4.2	2.0	0.0	103.6
富山県	14.0	1.4	0.6	0.0	0.0	16.0
石川県	38.0	3.8	7.7	1.4	0.0	50.9
福井県	17.9	1.7	0.2	0.0	0.0	19.8
静岡県	11.8	1.1	16.0	0.0	0.0	28.9
愛知県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
三重県	26.1	2.6	7.3	1.8	0.0	37.8
京都府	21.9	2.1	5.9	0.0	0.0	29.9
大阪府	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0

	当初配分 ベース a	最大実績に 混獲管理用の配 分等を加えた数量 b
北海道	291.3	314.9
青森県	460.8	467.9
岩手県	48.3	73.2
宮城県	20.5	27.3
秋田県	28.5	35.8
山形県	9.6	14.0
福島県	1.0	0.0
茨城県	6.0	6.1
千葉県	22.7	47.3
東京都	14.5	35.5
神奈川県	6.1	6.2
新潟県	88.6	95.7
富山県	14.0	15.1
石川県	38.0	47.2
福井県	17.9	18.7
静岡県	11.8	28.7
愛知県	1.0	0.0
三重県	26.1	34.5
京都府	21.9	28.7
大阪府	1.0	0.0

都道府県別追加配分見込み（大型魚）②

単位:トン

	当初配分	繰越 (当初配分の 10%)	追加配分			追加配分後
			最大実績等の 97%まで配分	譲渡メ리트 (上限:当初配 分ベースの 7%)	消化率メ리트 (50.0トンを均 等配分)	
(計算式)	A	B=A*0.1	C=b*0.97-A	D=a*0.07	E	A+B+C+D+E
兵庫県	8.7	0.8	2.1	0.0	0.0	11.6
和歌山県	14.2	1.4	19.3	0.0	0.0	34.9
鳥取県	6.0	0.6	0.0	0.0	0.0	6.6
島根県	23.3	2.3	5.6	0.0	0.0	31.2
岡山県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
広島県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
山口県	23.0	2.3	11.3	0.0	0.0	36.6
徳島県	8.2	0.8	0.9	0.0	0.0	9.9
香川県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
愛媛県	6.0	0.6	0.0	0.0	0.0	6.6
高知県	15.4	1.5	3.8	0.0	0.0	20.7
福岡県	7.2	0.7	5.0	0.0	0.0	12.9
佐賀県	6.0	0.6	1.6	0.0	0.0	8.2
長崎県	158.3	15.8	3.8	0.0	0.0	177.9
熊本県	6.0	0.6	0.2	0.0	0.0	6.8
大分県	6.3	0.6	0.0	0.0	0.0	6.9
宮崎県	14.6	1.4	9.3	0.0	0.0	25.3
鹿児島県	8.0	0.8	4.2	0.0	0.0	13.0
沖縄県	127.2	12.7	59.6	0.0	12.4	211.9
合計	1571	155.4	264.4	60.0	49.6	2100.4

	当初配分 ベース a	最大実績に 混獲管理用の配 分等を加えた数量 b
兵庫県	8.7	11.2
和歌山県	14.2	34.6
鳥取県	6.0	6.0
島根県	23.3	29.8
岡山県	1.0	0.0
広島県	1.0	0.0
山口県	23.0	35.4
徳島県	8.2	9.4
香川県	1.0	0.0
愛媛県	6.0	6.0
高知県	15.4	19.8
福岡県	7.2	12.6
佐賀県	6.0	7.9
長崎県	158.3	167.2
熊本県	6.0	6.4
大分県	6.3	6.4
宮崎県	14.6	24.7
鹿児島県	8.0	12.6
沖縄県	127.2	192.6
合計	1571.0	1879.4

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績①

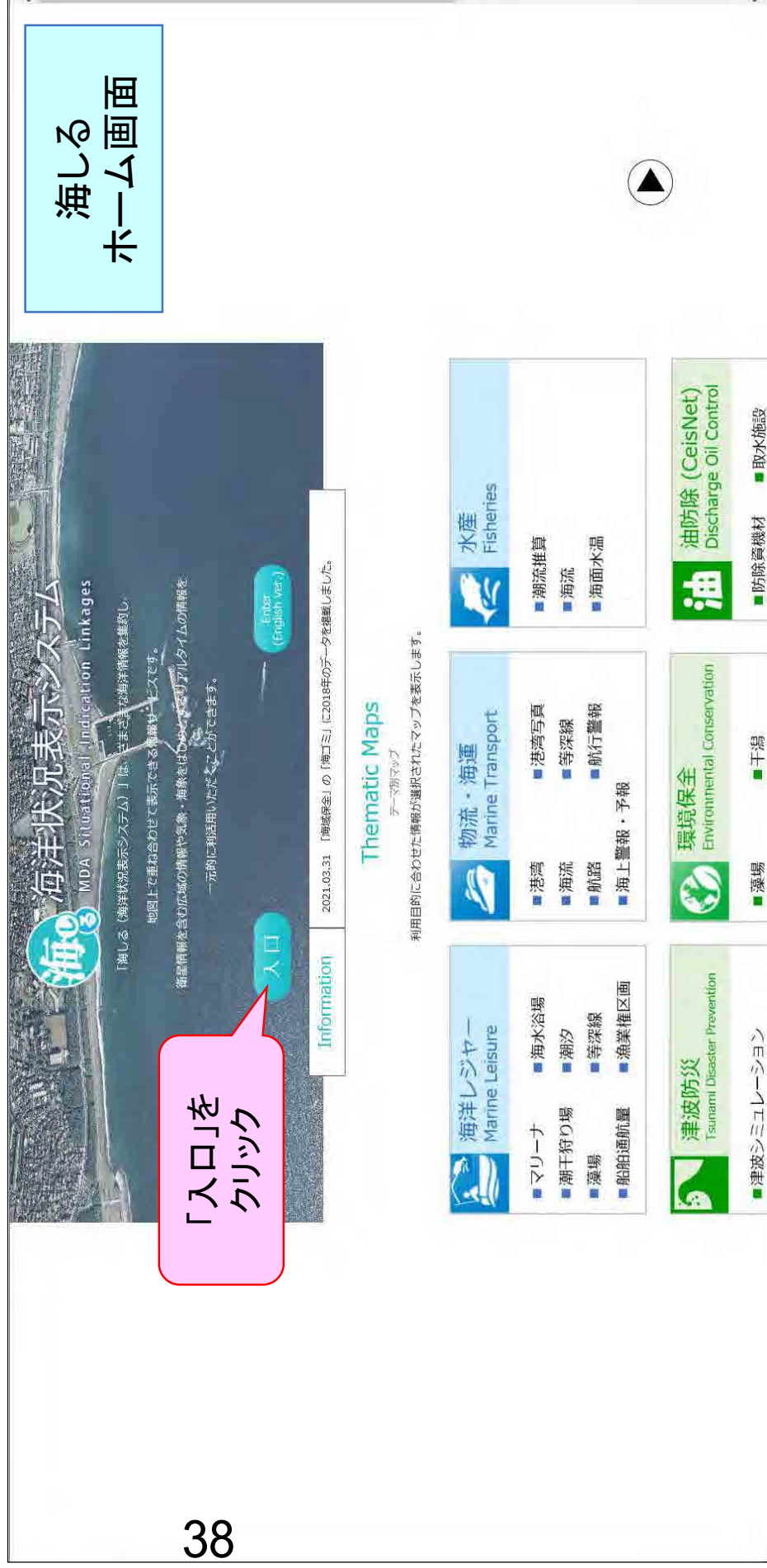
都道府県名	漁獲実績(年度)					直近5年の 平均値 (15-19年度)	直近5年の 最大値 (15-19年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度		
北海道	125.1	314.9	221.9	87.1	131.2	176.1	314.9
青森県	427.5	423.5	467.9	321.0	324.4	392.8	467.9
岩手県	39.7	8.5	53.1	73.2	20.1	38.9	73.2
宮城県	10.1	13.2	22.3	19.5	6.9	14.4	22.3
秋田県	15.4	30.8	18.6	26.8	11.7	20.6	30.8
山形県	5.0	3.8	1.3	0.9	9.0	4.0	9.0
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	0.1	0.3	0.2	1.1	1.1	0.5	1.1
千葉県	6.7	24.7	18.2	37.6	42.3	25.9	42.3
東京都	9.2	9.4	9.6	21.8	30.5	16.1	30.5
神奈川県	0.8	1.2	0.8	0.6	0.8	0.8	1.2
新潟県	95.7	54.6	52.0	85.4	48.2	67.1	95.7
富山県	4.5	2.2	10.1	4.1	2.1	4.6	10.1
石川県	42.2	11.1	22.5	12.6	5.3	18.7	42.2
福井県	13.7	4.3	13.2	13.2	6.3	10.1	13.7
静岡県	7.0	5.5	6.5	12.5	23.7	11.1	23.7
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	29.5	10.6	7.1	1.4	5.9	10.9	29.5
京都府	11.1	14.0	23.7	17.1	21.0	17.4	23.7
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績②

都道府県名	漁獲実績(年度)					直近5年の 平均値 (15-19年度)	直近5年の 最大値 (15-19年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度		
兵庫県	0.0	4.0	0.8	1.9	6.2	2.6	6.2
和歌山県	9.4	7.6	8.4	11.4	29.6	13.3	29.6
鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.1	0.0	0.2	0.7
島根県	20.4	10.5	24.8	18.5	19.3	18.7	24.8
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	8.6	5.5	23.8	7.1	30.4	15.1	30.4
徳島県	3.3	3.3	2.0	4.4	1.7	2.9	4.4
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
高知県	4.5	4.8	11.5	8.7	14.8	8.9	14.8
福岡県	0.9	2.3	1.8	7.6	1.8	2.9	7.6
佐賀県	0.0	0.0	0.0	2.9	1.0	0.8	2.9
長崎県	116.9	110.2	167.2	79.7	115.4	117.9	167.2
熊本県	0.5	0.5	0.7	1.4	0.2	0.6	1.4
大分県	1.4	1.1	0.7	0.1	0.0	0.7	1.4
宮崎県	6.7	1.5	10.7	19.7	17.3	11.2	19.7
鹿児島県	2.8	1.6	3.1	4.0	7.6	3.8	7.6
沖縄県	76.9	94.3	135.5	192.6	121.4	124.1	192.6
計	1,095.5	1,180.4	1,340.2	1,096.2	1,057.3	1153.6	1,742.8

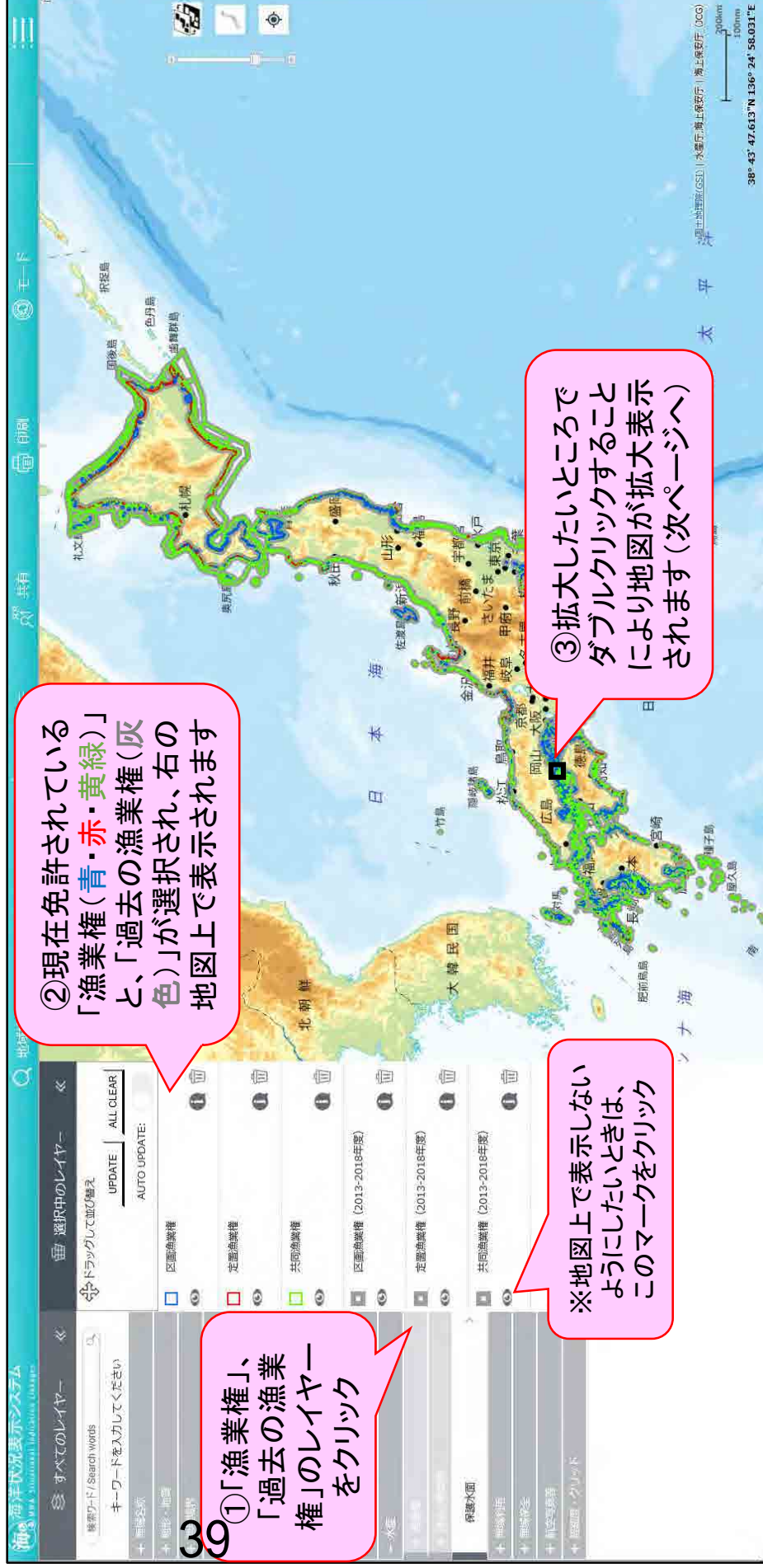
「漁場マップ」について

- 「海洋状況表示システム(海しる)*」において、漁業権の免許の状況(漁場の位置、漁業(養殖業)の種類、操業(養殖)時期、免許有効期間等)が把握できます。
* 海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興といった様々な分野での活用を目的として、内閣府の総合調整のもと、関係省庁及び政府関係機関が保有する様々な海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせるよう構築した情報サービス
- 令和3年3月より、過去の漁業権情報も表示できるようになりました。(操作方法は以下のとおり)



「漁場マップ」について

- 左端の「すべてのレイヤー」で「漁業権」、「過去の漁業権」を選択することにより、右側の地図上において過去の漁業権情報と現在の漁業権情報が同時に表示されます。
- 拡大したいところでダブルクリックすることにより、地図が拡大表示されます。



漁業者の所得向上

漁協の経営改善に向けたKPI

- ・漁協の経営改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。

経営不振の主な原因

- 産地市場の売り上げの減少
 - ・漁獲高の減少
 - ・魚価の低下
 - ・価格形成力の低下
 - ・新型コロナウイルスの影響
- 不採算施設の維持管理費の負担

講じる施策

- 合併による産地市場の統合
 - ・価格形成力の向上
 - ・人員配置の適正化による販売面での取組強化
 - ・不採算施設の整理等
- 資源管理の推進
- 新たな会計ルールへの運用
 - ・海面利用に係る金銭徴収の適正化

